

姫路市入札監視会議 議事概要（平成18年度第2回）

1 日 時 平成19年1月29日（月） 午前10時～午前11時35分

2 場 所 姫路市役所 職員会館4階 402会議室

3 出席者

（委 員） 清原委員長 久保委員 有田委員 谷口委員

（姫路市） 南都総務局長 林行政部長 鑛山経理課長 他経理課2人

4 次 第

別紙のとおり

5 概 要

1. 建設工事発注状況等の説明

平成18年7月1日から同年11月30日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について、事務局より報告された。

2. 審議対象工事の抽出結果の報告

前回会議において審議対象工事の抽出を行う委員に指定された谷口委員より抽出結果が報告された。

抽出結果 入札方式別に無作為抽出を行った
制限付一般競争入札について、全8件中1件を抽出
指名競争入札について、全455件中5件を抽出

3. 抽出工事の説明及び審議

抽出された制限付一般競争入札1件及び指名競争入札5件の各工事について審議を行った。

(1) 制限付一般競争入札

白鳥台幹線（第5工区）下水道工事

【主な質問・意見】

委員：最も低い価格を入札した業者が落札者となっていないのはなぜか。

事務局：本工事は低入札価格調査制度の適用はなく最低制限価格が設定されている。最低制限価格未満であり無効となったためである。

委員：電子入札で実施したとのことであるが、電子入札のメリットは何か。

事務局：設計図書配布時及び入札執行時に業者が顔を合わさなくなることから談合についても効果があるものとされている。

委員：通信手段はいくらでもあるが効果があるのか、他にメリットは。

事務局：業者が設計書を受け取るためや、入札のために市役所へ行く必要がなくなり、業者の移動のためのコストが削減される。発注者も入札などの事務が軽減される。

委員：電子入札は制限付一般競争入札を対象に行っているのか。

事務局：制限付一般競争入札を対象に行っている。

委員：制限付一般競争入札の入札結果表で、業者に付されている番号は意味があるのか。

事務局：入札結果表において業者に付されている番号は、まず予定価格以下で最低制限価格以上のものを入札価格の低い順に並べ、そのあと最低制限価格未満で無効のものを並べている。

委員：最低制限価格は予定価格の一定割合というように決まっているのか。

事務局：予定価格の一定割合というようには決まっていない。

委員：その都度決めるのか。

事務局：その都度決めている。なお、最低制限価格は入札前も入札後も公表していない。

(2) 指名競争入札

英賀保区画地内（その13）下水道工事

【主な質問・意見】

委員：指名選定理由にある地理的条件というのは、どの市でもあるのか。

事務局：そのように聞いている。

委員：地理的条件をつけることが、間接的に官製談合につながることはないか危惧する。国レベルでは条件を外しつつあるのではないか。

委員：地元業者に限った指名では、規制緩和の観点から指摘されるおそれもあるのではないか。

事務局：県レベルでは広域に指名しているものがある。市町レベルでは、現在行っているやり方がほとんどである。将来的には制限付一般競争入札を拡大していくことを考えている。

また、地元業者は地元の工事ということでがんばって施工する効用もある。

委員：再入札は何回まで行うのか。

事務局：再入札は2回までである。3回入札して予定価格の範囲内の入札がない場合は打切りとし、業者を入れ替えて再発注している。

委員：この入札に関しては1位が変わっていない。予定価格を探るように入札している感じがする。

事務局：1回目の入札で落札しなかった場合、2回目の入札では1回目の価格未満の額を入れなければ無効になる。また、業者からすれば辞退するのは抵抗があるように見受けられる。そのため、1回目の入札の最低額より少し落とした金額を入札するケースもあるようにも見受けられる。

委員：この入札に関して、1位と2位が変わっていない。1回目の入札と2回目の入札では1位と2位の差も同じである。不自然さを感じる。

委員：過去の記録を並べてみるとわかるのではないか。

委員：ただし、談合の具体的な証拠はない。

妻鹿地内（その4）下水道工事

【主な質問・意見】

委員：落札率が高いが、金額の低いものについては予定価格に近い数字が出るのかな。

豊富地内（その2）舗装本復旧工事

【主な質問・意見】

委員：特に変な感じのしない入札である。

事務局：最低制限価格を読んできている感じはする。最低制限価格の公表については、国においても業者の積算努力を損なうおそれがあるため、慎重に行うよう指導されている。

峰相小学校屋内運動場大規模改修等工事

【主な質問・意見】

委員：校区というのは小学校区のことか。

事務局：小学校区のことである。

委員：広範囲な小学校区から選定しているが、このような場合も地理的条件を考慮しているといえるのか。

事務局：この工事案件は建築工事である。建築工事についてはS Aランク

の業者も市内で数者であり土木工事と比較すれば広範囲からの選定にはなるが、工事場所の校区と業者の所在校区の位置は考慮している。

姫路市営手柄住宅火災警報器設置工事

【主な質問・意見】

委員：1回目の入札で各業者の入札価格にかなり差異があるがなぜか。

事務局：この工事案件については、各戸を訪問して火災警報器を設置するものであるため、直接の工事施工以外の経費で差異が生じたものではないか。

(3) 意見

特になし。

4. 指名停止等の措置状況

平成18年7月1日から同年11月30日までに行った指名停止措置33者について、事務局より報告

【主な質問・意見】

委員：指名停止になって発注側として差し支えることはあるか。

事務局：場合によっては差し支えることもありうる。しかし、指名停止措置は国の基準、県の基準に添った基準を各市でも定めており、適正に行わなければならないものと考えている。

5. 低入札価格調査

平成18年7月1日から同年11月30日までに行った低入札価格調査について事務局より報告

[低入札価格調査案件なし]

委員：低入札価格であっても工事ができるのであれば、最低制限価格の設定は必要ないのではないか。

事務局：落札率と工事成績については関係がないとの報告もあり、一方で関係を指摘する報告もある。最低制限価格を設けない場合、下請けに対するしわ寄せ、また安全管理費等が削られるなどの影響が出るのではないかと危惧している。低入札価格調査制度についても試行段階であり、制度を検討しているところである。

委員：手抜き工事は困るが、公共工事は税金を使うことが問題であり、民間同士では特に問題はない。

委員：公共工事については落札率も大切、と同時にきちんとした工事が

出来るかどうかも重要である。

委員：発注者としては、工事の手抜きをさせないようにするのが大変ではないか。安かろう悪かろうでは困るわけだから。

事務局：低入札価格調査対象工事については、検査回数を増やすなどで対応している。

6. その他

・再苦情処理案件について、事務局より報告

[再苦情処理案件なし]

・その他

【主な質問・意見】

委員：指名競争における地理的条件について、何らかの検討を願います。

6 その他

・行政課題解決隊について、事務局より報告

総合評価落札制度の導入

制限付一般競争入札の拡大

契約後V Eの導入

低入札価格調査制度における失格価格

等について、検討・研究している。